

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 制度の趣旨

- 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条に基づき、同条に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「本事業」という。）について、都道府県知事の認定（以下「特定認定」という。）に係る申請手続等を定めるものとして、厚生労働省令に委任されたものである。

2. 改正の内容

- 本事業について、テロ対策等のため、滞在外名簿を備え、滞在外の氏名、住所及び職業並びにその国籍及び旅券番号の記載を求めることを予定しており、これに沿った取組みが事業者においてなされることを確認するため、第 2 条の添付書類に「滞在外名簿の様式」を加える。
- また、本事業については、賃貸借契約により外国人旅客が滞在するものであり、一般的に本人確認が行われることが想定されるが、今後、本人確認の実施を求めることを予定しており、これに沿った取組みが事業者においてなされることを確認するため、第 3 条の申請書の記載事項に「滞在外者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法」を加える。

3. 根拠法令

- 国家戦略特別区域法第 13 条第 2 項

4. 施行日

- 公布の日（平成 27 年 9 月上旬（予定））

○ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第二条 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 滞在者名簿の様式</p> <p>（申請書の記載事項）</p> <p>第三条 法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法</p>	<p>（申請書の添付書類）</p> <p>第二条 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（申請書の記載事項）</p> <p>第三条 法第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p>